

子どもの医療費助成を拡充 中学3年生まで医療費無料

●お問い合わせ／子育て支援課家庭支援係 ☎26-5734、各総合支所地域振興課市民係

安心して子どもを産み育てやすい環境づくりとして、4月1日(水)から子育て支援医療の通院費無料の対象を中学3年生まで拡充します。

申請手続きが必要です

新たに対象となる中学2年・3年生と更新の必要な平成14年4月2日～5月1日生まれ、平成15年3月2日～4月1日生まれの中学1年生がいる家庭には申請手続きの案内を4月上旬に送付します。平成14年5月2日～平成15年3月1日生まれの中学1年生には次の誕生日月までの新しい医療証を送付します。4月中に手続きをした場合は、4月1日までさかのぼって医療費が無料になります。5月以降に申請した場合は、申請した月の1日から適用となります。

◆重度心身障がい(児)者医療証が交付されている中学2年・3年生の方は、切り替えの申請が必要

です。

◆ひとり親家庭等医療証が交付されている家庭の小学4年生の方には医療証を送付します。小学5年生～中学3年生の方は、現在の医療証をそのまま使用できます。

やまがた子育て応援パスポート事業期間を延長します

●お問い合わせ／子育て支援課家庭支援係 ☎26-5734、山形県子育て支援課 ☎023-6330-3345

平成27年3月までとなっていた本事業は、平成32年3月まで延長となりましたので、新しいパスポートを交付します。

対象／妊婦および小学6年生までの子どものいる世帯

パスポートの交付／子ども1人につき1枚

交付方法／保育園、幼稚園、小学校などに在籍する児童を通じて交付。子どもを在宅で保育している方については、子育て支援課、各総合支所地域振興課で交付

◆窓口で交付を受ける場合は、子どもの年齢を確認できるもの(保険証や母子手帳)を持参してください。

新入学児童(園児)の交通事故防止強化旬間

—4月6日～15日—
●お問い合わせ／市まちづくり推進課市民相談室 ☎26-5726

4月は初めて通園・通学・通勤する方が多くなる時期です。

特に新入学を迎えた児童(園児)は交通ルールや通学路に慣れないため、左右の安全を確認しないでの道路横断や急な飛び出しなど、思いがけない行動による交通事故の発生が懸念されます。

新入学児童(園児)が、日常生活において安全に道路を通行することができるよう「安全横断5則」を徹底するとともに「いつでもどこでも安全確認」を実践し、通学路では特に徐行するなど、交通安全に努めましょう。

安全横断5則

- 1 安全な場所を選ぶ
- 2 道路の端で必ず立ち止まる
- 3 右・左の安全を確認
- 4 安全を確かめたらさっさと渡る
- 5 横断中も右・左の車の動きに気を配る



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャピョン」

児童扶養手当などの金額改定

●お問い合わせ／児童扶養手当市子育て支援課家庭支援係 ☎26-5734
〔特別児童扶養手当・特別障害者手当など〕市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733

各手当の金額は物価の変動などに応じて自動的に金額を改定する制度です。平成27年度からは、平成26年度の物価変動率と特例水準の段階的な解消と併せて左表の通りとなります。

	平成27年3月分まで (月額)	平成27年度より(月額)
児童扶養手当	41,020円	42,000円(+980円)
特別児童扶養手当1級	49,900円	51,100円(+1,200円)
特別児童扶養手当2級	33,230円	34,030円(+800円)
特別障害者手当	26,000円	26,620円(+620円)
障害児福祉手当	14,140円	14,480円(+340円)
福祉手当(経過措置分)	14,140円	14,480円(+340円)